

## 岡山家庭裁判所委員会議事録概要

### 第1 日時

平成22年11月2日(火)午後3時

### 第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員(五十音順)

井上雅雄委員, 岩崎吉明委員, 吉良澄子委員, 重吉理美委員, 田野洋一郎委員, 長谷川修委員, 曳野富士夫委員, 広岡尚弥委員, 松下浩明委員, 水上 敏委員

#### 2 説明者

裁判官

#### 3 オブザーバー

瀬戸啓子裁判官, 松村一成裁判官, 宮本浩治裁判官, 須谷好晴事務局長, 柳沢恒夫首席家裁調査官, 岡憲和首席書記官, 渡邊美恵子事務局次長, 大杉文子次席家裁調査官, 川村隆主任家裁調査官, 田淵修一訟廷管理官

### 第4 議事の要旨

#### 1 岡山家庭裁判所長あいさつ

#### 2 新任委員の紹介

#### 3 副委員長の指名

#### 4 意見交換の概要

家庭裁判所の60年間のあゆみを顧みながら, これからの家庭裁判所の役割について説明がされた後(説明内容の概要は別紙1のとおり), 意見交換が行われた(発言要旨は別紙2のとおり)。

#### 5 岡山弁護士会岡山家庭裁判所委員会バックアップチームからの傍聴希望について

バックアップチームの傍聴について, 意見交換がされた(次回以降, 引き続き検討することとなった)。

#### 6 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京)」及び「司法改革大阪各界懇談会(大阪)」からのアンケートの依頼については, 事務局で回答案を作成し, 各委員の意見を伺った上で回答をすることお

となった。

7 次回の開催テーマ等

次回の開催日時は、3月9日(水)午後3時とする。

テーマは、裁判所の広報とする。

以 上

## (別紙1)

「これからの家庭裁判所の役割について～これまでの歩みを顧みながら～」

### 1 はじめに

#### (1) 家庭裁判所で取り扱う事件（裁判所法31条の3）

- ア 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- イ 人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判
- ウ 少年法で定める少年の保護事件の審判
- エ 他の法律で特に定めるもの

#### (2) 人的態勢

裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官、家事調停委員、参与員、医務室技官（医師）

### 2 60年間のあゆみ（その1）

#### (1) 法改正による取り扱う事件の多様化

##### ① 民法改正による多様化

- ・ 特別養子縁組制度の導入（昭和63年）
- ・ 成年後見制度の創設（平成12年）

##### ② 特別法の制定による多様化

- ・ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成16年）
- ・ いわゆる離婚時年金分割制度の導入（平成19年）
- ・ 児童福祉法改正による家裁の権限の拡大（同法28条1項による入所措置の期間更新の承認、保護者に対する指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告する制度の導入）

##### ③ 人事訴訟の移管（平成16年）

人事訴訟における参与員制度の導入

### 3 60年間のあゆみ（その2）

事案の適切な処理のための各種整備

#### (1) 態勢の充実・強化

家事・少年共通

- ① 家庭裁判所調査官制度の創設（昭和29年）
- ② 医務室の設置（昭和26年）

家事について

- ③ 家事調停委員制度の改革（昭和49年）
- ④ 家事調停官制度の創設（平成16年）

少年について

- ⑤ 保護的措置の充実
- ⑥ 補導委託制度の整備

## (2) 手続の整備

家事，少年共通

- ① 裁定合議制度の導入（裁判所法31条の4）

少年について

少年法改正による

- ② 刑事処分年齢の引き下げ（16歳から14歳へ），いわゆる原則検察官送致，保護者に対する措置など少年事件の処分等のあり方の見直し，検察官関与及び国選付添人制度の導入など事実認定手続の適正化，被害者による記録の閲覧・謄写，被害者の申し出による意見聴取，審判結果等の通知などの被害者への配慮の充実（平成13年）
- ③ 少年院送致可能年齢の引き下げ（14歳以上から12歳以上へ），保護観察中の者に対する措置など（平成19年）
- ④ 一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設，審判の状況を説明する制度の創設，記録の閲覧・謄写の範囲や意見聴取の対象者の拡大など（平成20年）

家事について

- ⑤ 履行勧告制度の導入（昭和31年）
- ⑥ 申立添付書類の共通化（平成22年10月）
- ⑦ 家事審判法の改正作業（平成22年8月に中間試案発表）

(別紙2) 意見交換の発言要旨( 委員長, 委員(委員長を除く。), オブザーバー, 説明者)

最高裁のホームページはとても良くなっている。後見手続などの解説が動画で出てきて、動画で後見人はこういうことをやっていますよというのがすべてそろっている。このような動画があることをもっと広報すると役に立つのではないか。

ホームページは整備されてきているが、それをどう見てもらうか、使ってもらうかは今後課題になると思われる。

家裁で取り扱われた事件の中で、家庭環境とか人間関係等の少年の心の奥底の部分について、アンケートのようなものを公開すれば、いろいろな方がその情報を見て、事件の再発防止を考える機会を提供できるのではないかと思う。

家庭裁判所の事件は、人事訴訟(離婚や認知など、夫婦や親子等の関係についての争いを解決する訴訟)は別として、原則として非公開で行われている。少年事件であれば、少年の将来のことを考えて、プライバシーなども保護するという立場から非公開で行っているところがあるので、指摘のようなアンケート等には難しい面がある。一般的な形で研究するという立場から、少年に共通する問題点などは、公表されているものがあるのではないかと思うが、少年のプライバシーと少年事件の問題点を広く社会に知ってもらうこととの折り合いは、難しいところがあると思う。

社会の耳目を集めた重大事件などでは、決定の要旨が公表されるようなことが出てきている。それを別にして、事件を起こした少年の個別の心理などというのは、事件の個別性の話になってしまうので、少年事件一般に共通するような心理状態は、まとめにくいのではないかと思う。統計等を使った事件の概況的な説明などということであればいろいろな形で公表されたものがあつたと思う。

以前、粗暴な子の中に、過去に虐待を受けた経験がある者の割合を調べた調査はあつたと思う。家裁に係属中の少年について、アンケートをとるということはまずできないが、担当したケースで一般的にこのようなことが言えるのではないかというのは、本なども出ていると思う。

「暴力について考える会」や「万引き被害を考える会」というのは、非常にすばらしい取組だと思う。

子どもよりも親の変容に苦慮することが多いので、できれば家庭裁判所でも、子どもたちだけでなく、親に対することも考えていただきたい。

平成12年の少年法改正の際に、家庭裁判所が保護者に対して適当な措置をとることができるということが明文で規定された。それまでも保護者に対する措置はしていたが、明文化によって家裁の役割がより

明確になったと考えている。これを受けて家庭裁判所では、保護者に対しても養育態度や親子関係の問題などについても指導助言をしているし、「万引き被害を考える会」や「暴力について考える会」等の講習についても、保護者も一緒に来てもらっている。

60年間の歩みということで一通り説明を受けて、家庭裁判所は、いろいろと社会環境の変化する中で柔軟に対応していると思った。私が就職したのが昭和57年だが、そのときは家庭裁判所というのは、実務の中でイメージがなかった。それがここにきて、相続、成年後見制度など、実務の中で非常に身近な存在になってきた。今後、社会が少子高齢化、多様化していく中で、家裁の役割というのはますます増してくるのではないかと思う。

児童自立支援施設は、門はあっても扉はないという開放施設で、いくらでも外に出て行けるので、子供さんが入所されるときは、ここでがんばるぞという動機付けが大変重要になってくる。児童相談所から入ってくる場合には、その辺はしっかりしているが、家裁の審判で入所する場合は、納得して入ってくるということになかなかかなりにくい。そのところを事前に家裁調査官から話を伺うなどしながら、もし審判で私どもの施設に送られる場合は、動機付けを是非お願いしますということを伝えている。また、施設に入った後も家裁調査官の方がわざわざ施設に来て、子どもさんに会ってくれるということもあるが、これは大変ありがたいことだと思う。

家裁に対する意見や評価について、保護者の方などから耳にされることがあるか。

保護者の方はそれぞれの機関にいろいろな思いを持っているが、それぞれの機関としての役割があるので、場合によっては児童相談所が悪者にならなければならないときもあるし、同じように、家庭裁判所の方からも厳しい御指導をいただくということもあったと伺うこともある。これは機関ごとの役割だと思う。

離婚調停では、子供の福祉を優先的に考えていて、特に、小さいお子さんをお持ちのご夫婦の場合には、お二人がどうしてもやっていけないものなら仕方なく離婚もありえるが、その場合に子どもをどうするかということをご両親にしっかり考えてもらっている。養育費はもちろん、面会交流についても、両親ともに考えていただく時間を持つが、協議離婚の場合は親権だけを決めて離婚してしまう例も多々あるようだ。これからの家庭裁判所の在り方というのは、離婚時における子供の福祉ということを考えて、それをしっかり踏まえた上で、調停の中で子供の福祉を考えるということを広く一般に知っていただくことが大事なのではないかと思う。しかし、ほとんどの方がそのようなことを知らず、パンフレットもどこに置いてあるのか知られていないのではないかと思う。特に、小さいお子さんをお持ちのご夫婦の場合、離婚

というときに家庭裁判所があるのだということをごどこかで知っていただくことが大切なのではないか。

家事調停ではなく協議離婚を選ぶことについては、調停のことを知らないという他に何か考えられる理由はあるか。

それはやはり、知らない人に間に入ってもらう必要はない、あるいは、どうして人に離婚とかを指図されなければならないのかという偏見も持っている方が結構いらっしゃるからだと思う。また、自分たちの問題だから自分たちで解決すればいいじゃないかという方もいる。

ここ数年、市民が利用しやすいようにということで、いろいろな取組がされており、家庭裁判所の窓口でも丁寧に手続の利用方法を教えてくれるようになっており、このことはすごく良いことだと思っている。先ほど話に出たように、まだまだ家庭裁判所は市民から遠い存在で、もっと気軽に利用できる場所まで、門戸を開放していく努力を続けていかなければならないのではないかなと思う。関係の機関や関係の方々との間で、家裁に対して、こうあったらいいな、こういうところはこのくらいお互いに協力できたらいいなというところをより深められたら、さらに開かれたものになるのではないかな。

「少年事件の動向」という統計資料の中の少年保護事件のグラフを見ると、少年事件の動向として昭和63年以降減っている傾向が見られる。これは少子化の影響かと見ているが、もし可能であれば、少年人口全体に占める少年保護事件はどのくらいなのかが分かればいいのではないかなと思う。そうすると、家裁の審判の対象となる少年の人口よりもさらに少年事件が減っているのか、それとも、少年の人口は急激に減っているけれども、実際の少年保護事件はそれほど減っていないのかということが分かるのではないかなと思う。それから、保護処分の中の内訳も、例えば、少年の処遇が今まで不処分の割合が多かったものが、最近の傾向としては保護観察等の割合が増えているという統計が仮にあるとしたら、それはもしかしたら家庭の監護能力が低下していることが統計上にも影響していると考えられるのかもしれない。そのようなことを考えると、全体的な数の減少というだけでなく、その割合やそれに基づく比較、少年保護の内訳の比率が増えているのか減っているのかということが分かると大変ありがたい。

元になる統計は全部あるのだろうと思うが、問題はだれが分析するかで、裁判所は裁判所の立場で分析すればいいし、学校の方は学校の方でというように、それぞれのお立場で分析をして研究していただくということもいいのではないかなと思っており、そのようなものをお互い発表し合って議論するというのも一つのやり方ではないか。

皆様からそれぞれのお立場からの御意見を伺い、家庭裁判所が期待される分野は非常に広いと感じた。それらを一一つ具体的な日々の仕事の中に活かしていくことを考えないといけないと思った。

家庭裁判所が果たすべき役割について、まだまだ理解されていないという御指摘もあり、また、気軽に入っていけるような家裁になったらいいという御意見もあり、家裁がどういう役割を果たしていて、これからこういうことを果たそうとしているということは、どんどん情報は発信していかなければならないということは御指摘のとおりだと思ふ。どういうやり方で情報発信するのかということは機会を改めて、皆様方の御意見を伺いたいが、裁判所は裁判所であって、ふっと入って来られて自分の事件の中身の相談をされるとか、身の上の相談をされても対応できないので、あくまで裁判所ということを理解していただきながら、より手続を使いやすくしていく方向での考え方をしていきたい。

最近、どこの業界でもちょっとしたことでクレームに発展することが非常に多いが、裁判所ではどうか。

家裁でも同様な傾向にある。

一般来庁者のアンケートは継続しているか。

アンケートの箱を置いている。

アンケートを書こうと思うのは待合室で待っているときの方が多くはないかと思われるので、アンケートの箱は、今置いている待合コーナーの他に、待合室にも置いていただければ、多少今よりは意見が出るのではないか。今置いている場所は、案外目に止まりにくい。

アンケートの箱を置く場所については、皆様方からいろいろな御意見を伺いながら検討させていただきたい。